

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成26年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、①消費税増税による町及び住民サービスの影響について②文化財的町内老朽家屋の保存について③町内児童及び成人の肝機能や脂質異常についての3点を一般質問を致します。

まず最初に「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」であります。

安倍内閣は、本年4月より多くの国民の反対を無視をし、消費税の8%への引き上げを強行しました。

1997年4月1日の5%改定から17年ぶりです。

消費税増税は、全国自治体の公営事業の料金に加え、電気、ガス、鉄道、バスなどの生活に欠かすことのできない公共料金の一斉値上げを伴い、その他生活必需品の値上げとともに住民の暮らしや家計を直撃しています。

この4月の小売販売額は4.4%の減となっております。

買いだめの反動とはいえ、大きな落ち込みとなっているわけであります。

円安、株高も一巡しており、今後段々と負担増の影響が出て消費が冷え込んでくることが懸念されています。

消費税はあまりにも不公平、あまりにも矛盾に満ちた不透明な税金となっております。

ですから、アメリカには付加価値税、消費税タイプの税金は導入されていないのであります。

消費税タイプの税金をヨーロッパでは、付加価値税と呼んでおり、ヨーロッパ諸国はすべて付加価値税を導入を致しております。

なぜなら、EUの共通経費を賄うために、加盟国は付加価値税収の一定割合を拠出することになっており、つまりEUに加盟するためには、付加価値税を導入しなければならないわけであります。

EU加盟国の多くの国は、付加価値税を導入した時から2ケタ税率で、その後どんどん税率を引き上げ、現在の標準税率は、ハンガリーが27%と最も高く、次いでデンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどが25%、ギリシャ、ポルトガル、イタリアが23%、ベルギー、オランダ、スペインが21%、イギリス、フランスが20%、ドイツが19%となっております。

日本も8%、10%にとどまらず、ヨーロッパ諸国のように高い税率になるおそ

れがあるのであります。

なぜこのような高い税率になってしまうのか。

一つの理由は、政府の財政需要、つまり税収がなければ国の財政が維持できないからであります。

付加価値税タイプの税金は1%引き上げただけでも、巨額の税収を国にもたらします。

もう一つの理由は、輸出企業に巨額な還付金があるからであります。

輸出販売は、税率が高くなればなるほど還付金が大きくなり、そのためどの国でも輸出大企業の要求により税率が高くなっていくのであります。

こうした事情はわが国も同じです。

つまり、一方で税収が欲しいというという政府、与党の要望、一方で還付金が欲しいという財界の要望、二つの要望が相まって、消費税、付加価値税タイプの税金は際限なく税率を引き上げていくのであります。

所得税や法人税などの国の税金の中で、消費税の滞納発生率は常に一位を占めております。

消費税法には、そもそも「消費者」という文言も「価格への転嫁」という文言も「預り金」という文言もありません。

それでは、消費税は何に課税するのかというと事業者の売る物や事業者の行うサービス、つまり事業者の年間売上高から年間仕入高を差し引いた額（付加価値）に課税するわけであります。ですから、ヨーロッパ諸国では、消費税タイプ税金を付加価値税といい、納税義務者は事業者です。

消費者は法律上、消費税と無関係な存在です。

いわば法人税のような税金で、ただ法人税は利益がなければ税金を納める必要はありませんが、消費税は赤字でも納税しなくてはならず、そのため、本質的に滞納が発生しやすい税金であり、簡単にいえば「赤字でもかかる法人税」のような税金です。

アメリカの小売売上税は、小売店でモノを買う消費者が納税義務者で、お店は1個1個の商品に係る税金を預ってそっくりそのまま税務当局に収める、いわば透明度の高い間接税であります。

これに対し、消費税は事業者の年間売上高に8%をかけた額から年間仕入額の8%を引いた額を事業者が納めます。

1個1個のモノに係る税金ではないのであります。

つまり消費税が税金だと思って負担している8%分（平成2年当時3%）は税金ではなく、物価の一部あって、事業者は消費者から税金を預ったことも、消費者が事業者に預けたこともないというわけになり、消費税は事業者が自分で計算して納める。

それだけの税金であり、これが消費税の本質的性質であります。

また財界は、消費税率の税率をヨーロッパ並みの 20%まで引き上げたいと言っております。

財界が消費税率の引き上げに執着する理由は、輸出還付金があるからであります。

消費税の税率が上がれば上がるほど輸出大企業への還付金は増えるわけであり、

ところが輸出大企業は、仕入先や下請けに実質的にも法律的にも消費税を払ったことはないのです。

消費税は税金ではなく物価の一部だからということで下請け単価を堂々と値切ることができ、払ってもいない税金、他人が税務署に納めた税金を還付してもらうことが大問題なのであります。

輸出還付金のカラクリは、消費税は事業者が年間納税額を「年間売上高×8%－年間仕入高×8%」として計算、「仕入税額控除方式」の「仕入高×8%」を引く仕組みを悪用し、輸出売上高にゼロ税率を掛けるため、ゼロから「仕入高×8%」を引くため、マイナス、つまり還付金が発生するのであります。

このゼロ税率を考え出したのはフランスで、1954年のことであり、ゼロ税率による輸出還付金制度は、フランスが世界に輸出した恐るべきカラクリであり、輸出還付金制度は輸出企業に対する補助金であり、消費税の不公平性の中でも最たるものといっていいものであります。

日本が税率を引き上げ、やがてヨーロッパ並みの高い税率になることを最も嫌うのはアメリカであります。

輸出還付金制度を持たないアメリカは日本との貿易摩擦を避けるために消費税の税率引き上げを好ましく思うはずがありません。

それはTPPの交渉参加におけるアメリカの強硬姿勢によく現われていることとございます。

ここに消費税の増税をさせない外的要因があるわけであり、

ですから消費税は生活費に食い込む最悪の大衆課税であり、憲法が要請する「税金は能力に応じて負担する」(応能負担原則)これらに反する税制であり、税率引き上げは格差と貧困をいっそう拡大するものであります。

以上のことから、消費税増税は①景気を底から冷やす②低所得者ほど負担が重い③徹底した大企業優遇税制④大企業のリストラ促進税制⑤中小業者の営業破壊税⑥膨大な滞納を招く欠陥税制⑦戦費調達のための「戦争税」の7つであります。

以上、消費税が大企業減税の穴埋めに使われてきたこと。

輸出大企業に対し、消費税収の約2割に相当する3兆2000億円余りを「輸出

還付金」として還付することが挙げられるように、また、消費税導入以来価格に転嫁できない中小零細企業、商店に対しては、一向に解消されず、どれひとつとってみても消費税は廃止するしかない悪税であることは明らかであります。

そこで、町財政と住民サービスの影響（額、試算など）についてお尋ねをいたします。

1点目は、光熱水費、物品購入、使用料及び賃借料、工事請負費、事務費、事業費、委託費の増加による負担が想定されるが町としてはどのくらいか。

2点目に、地方消費税率引き上げによる税収増はどのくらいか。

3点目に、地方消費税率引き上げによる増収分だけ地方交付税が減らされる仕組みとなっており、自治体固有の税収減につながることも想定され、必ずしも町財政の好転につながるとは限らないがどうなのか。

4点目に、課税対象となっている公営企業での水道料金、下水道使用料や産業廃棄物の処理の料金など、公共料金の値上げによる町民負担はどのくらいなのか。

5点目に、社会保険の医療費は非課税となっておりますが、医療機関の課税対象に伴う経費の増大により、それでなくても異常に高くなっている国保料、或いは税への影響が出る可能性が生まれているがどのようにするのか。

6点目に、今回は、平成9年の時よりさらに勤労者の所得は下がり続けているために、景気後退ともなれば、消費税増税分の税収が縮小するとともに法人税2税、個人住民税も減収となり、税収規模の大幅な縮小の危険が懸念されると思うがどうか。

7点目に、今回の税率引き上げで「廃業を考える」が1割超えるアンケート結果もあり、更に中小企業、小規模事業者、商店の経営悪化、事業者数の減少が懸念され、町工場に集積する高い技術、技能、また商店街が生み出す賑わいなど中小業者が力を発揮できる支援策はあるのか。

次に、「文化財的町内老朽家屋の保存について」であります。

最近、町内において文化財的伝統的家屋が次々に取り壊され、更地、空地、駐車場になっている状況が生まれ、古い街並み景観が大きく損なわれてきています。

特に旧町内では、このような建築物を所有している本人が町外在住や高齢化とともに入院あるいは施設に入所するなど維持管理をするのが大変になってきており、やむを得ずして解体に至っている経過があります。

多度津町史によれば、元禄7年(1694年)京極高通が丸亀藩より分封せられ、その後、陣屋を多度津に設けるに当たり、須賀町から新町村海岸に亘るこの一帯を整理したとあり、また本陣東手に内堀(蓮掘)を設け、外郭としたそうでご

ざいます。

この陣屋構築後、急速に町も活気づき、中の町、六軒町、堀町、更に新町、出来町と小さいながら城下町としての発展をみたところでもあります。

その後、天保年間(1830年)に、多度津藩主の京極高塚(第5代藩主)が多度津湛浦を築く時、多度津山の北を埋め立てられ、新町、新地、西浜が出来て繁栄した、と記述されております。

その後、明治19年4月、四国新道開墾工事の起工により、琴平多度津間の道路も拡張され、この道路の開通によって大通町が形成され、人家も急速に増大、また、町の発展に伴い、多度津港改修により完成後は、大型汽船、その他船舶の接岸荷役、大工場の誘致、住宅街の建設が行われ、海面埋め立てによる土地造成によって次第に発展していったものと記されております。

明治43年には瀬戸内海における要津として知られ、明治23年に本町を基点に私設鉄道である讃岐鉄道が敷設され、予讃、土讃の分岐点として発展したわけでもあります。

当初、元禄7年(1694年)からは、320年もの長い間の歴史が息づいた城下町であることを考えると、現存する文化財的伝統的家屋については、実にこれらの文化的貴い遺産、遺業、遺志にほかならぬことを考える時、私たちはこれを後世に継承し、存続し、発展拡充すべき使命及び責任を感じるものであります。そこでお尋ねいたします。

1点目は、現存する町指定文化財的建築物は町内にいくつあるのか。

現存する国、県指定文化財的建築物は町内にいくつあるのか。

2点目に、町、県、国が指定していない現存する建築物として保存しておきたい伝統的建築物はいくつあるのか。

また、その維持管理はどのようにしているのか。

3点目に、町の空家条例との関連はどうなっているのか。

4点目に、文化財的建築物は個人所有となっており保存上難しいとは思われるが、町も文化財的老朽家屋の建造物の修理、修繕、リフォーム助成制度、あるいは基金を創設して、準指定として多度津高校の建築科との応援実習などの対策をとることなどが必要と思うがどうか。

5点目に、古い街並み保存景観条例などを古墳群も含めて制定してはどうか。

6点目に、町内小学校、中学校、高校生へ文化的伝統的遺産建造物としての「学習の場」として活用すべき対策はないのか。

最後に「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常について」であります。

去る6月5日木曜日付四国新聞によると、『県内16市町の小学4年生を対象に2013年度に実施した血液検査の結果、1割強の児童に肝機能や脂質の異常がみられたことが県のまとめで分かった。12年度の調査結果とほぼ同様の傾向で

県健康福祉総務課は、「検査で異常値が出た児童や保護者には適切な指導を行い、生活習慣や食生活の見直しを呼び掛けていく」としている。血液検査は、脂質や血糖の状態を調べ、糖尿病など生活習慣病につながるリスクを早期に発見するのが狙い。県は12年度市町に費用の半額を補助し、児童の血液検査を推進する制度を創設。12年度は12市町の6,743人、13年度は独自に5年生で実施した東かがわ市を除く16市町の7,907人が検査を受けた。13年度の集計によりますと肝機能を判定する「AST」「 $\gamma$ -GTP」などのいずれかで異常値を示したのは、男女平均10.5%（前年度は12.3%）で男女別では、男子12.2%（同14.5%）、女子8.7%（同9.9%）。前年度よりやや改善がみられた。コレステロールや中性脂肪などのいずれかで基準値を超え、「脂質異常」とされたのは、男女平均11.3%（同11.1%）で男女別は、男子10.2%（同10.3）、女子12.5%（同12.0%）と前年比でほぼ横ばい。肥満傾向の児童は、男子が11.0%（同11.7%）、女子8.6%（同9.3%）となった。過去1~2カ月の血糖状態を示すHbA1c（ヘモグロビン、エーワンシー）が高く、糖尿病の疑いがあるか、発症のリスクの高い児童は、男子が11.3%（同10.5%）、女子11.1%（同8.9%）だった。併せて実施したアンケートによりますと長時間ゲームをしていたり、朝食をあまり食べなかったりする児童に肥満や脂質の異常が多いことも分かった。厚生労働省調査では、香川の人口10万人当たりの糖尿病受療率は、308人で全国ワースト2位、糖尿病による死亡率は同ワースト9位。県は今後も小児期からの正しい生活習慣病を啓発する施策に力を入れる。』との新聞記事でありました。

今、日本では、「成人の約2.5人に1人が脂質異常症が疑われる人」といわれています。

脂質異常症とは、血液中の特定の脂質値が基準値より高い低いなどの異常値である状態であり、ほとんどの場合、自覚症状がなく、それでいて心筋梗塞、脳卒中などの危険な病気を招く可能性が高いことが特徴であります。

そして、脂質異常症の本当の恐ろしさは心臓病や脳卒中の発症であります。

脂質異常症にならないために、コレステロールのバランスが必要と言われております。

そして、脂質異常症を予防するには、中性脂肪値にも気をつけながら、生活習慣病の影響に注目をし、更年期以降の女性の方は脂質異常症に要注意で短期間のうちに動脈硬化の危険性がぐんと上がるので注意が必要だと言われております。

そこでお尋ねを致します。

1点目は、町内小学校4年生児童は具体的に何名いるのか。

そして4校区地区別の人数は何名なのか。

また、町内での定期診断では何名ぐらいの成人が該当するのか。

2点目には、気づきにくい病気である脂質異常症は予防できる病気であると言われておりますが予防対策にはどのようなものがあるのか。

3点目に、脂質異常症と深い関係がある肥満だが、リンゴ型、これは上半身肥満と言われております内臓脂肪型肥満です、と洋なし型、下半身肥満、これは皮下脂肪型肥満と呼ばれておるそうでございますがどのように違うのか。

4点目に、町内児童と成人に対してはどのような健康指導を行なっているのか。また、各学校、家庭における健康指導はどのようにしているのか。

5点目に、血液検査、予防対策、健康指導に対する公的補助はあるのか。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、「文化財的町内老朽家屋の保存について」お答えしてまいります。

多度津町は歴史、文化、伝統ある町です。

先日、明治22年に開業したさぬき鉄道開業125周年の記念出発式がJR多度津駅内プラットホームで執り行われました。

明治時代、景山甚右衛門氏をはじめとする七福神と呼ばれる廻船業によって財をなした方々の働きによって多度津町の近代化は進み、四国の近代産業発祥の地として栄えました。

当時の街並みも時代の変遷とともに多くの民家が老朽化し倒壊しました。

残っている古民家を再生しようと再生プロジェクトを立ち上げ、古き良き時代を偲び景観を保持し、そこに住んでもらう方々を増やし町おこしに活用しようとしているグループがあります。

町もその団体と連携しながら、また空き家バンク条項を活用しながら、町の活性化に繋げようと考えております。

また、歴史的な価値ある林求馬邸のような建物を維持管理していく事も大事だと考えております。

多度津町の歴史、文化、伝統を継承しながら、これからの町の活性化につなげていこうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いを致します。

教育課長（岡 敦憲）

まず、尾崎議員の2点目「文化財的町内老朽家屋の保存」についてのご質問にお答えします。

まず、現存する町指定文化財のうち建築物とりわけ住居等に供する或いは供した建物のことと解釈致しますがその数は、町指定文化財では1件、国の登

録文化財では2件の12棟であります。

県・国の指定につきましては、ありません。

次に、指定していないが保存しておきたい伝統的建築物につきましては、国の登録文化財への登録を視野に入れ県教育委員会と調査を行ったことはありますが、指定あるいは登録することによる利害関係が生ずるなか、公表いたしておりません。

その維持管理につきましては、指定文化財は、予算の範囲内において対応することとなっております。

登録文化財につきましては、基本所有者となっております。

また、「多度津町空き家等適正管理条例」との関連についてであります。本条例は、「町内に所在する建築物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地」について、その「建築物・敷地を所有しまたは管理する者」に対して、倒壊や建築材料が飛散することなどを、自らの責任において適正な管理を促す、条例であることから、特に、現状における文化財の関わりはないものと思われま。

次に、リフォーム助成制度や基金の創設、多度津高校建築科の応援実習についての対応についてであります。指定・登録されていないものにつきましては、個人情報との関係や所有者の了解などの必要性があることなどから、実現は難しいと考えております。

次に、景観条例の制定についてのご質問であります。本条例を制定することによる財産権の侵害、保証金の問題が生じるようであります。

また、本町では、建物が点在している状況でありますので、景観条例制定にはそぐわない状況にあると考えております。

また、町内小・中・高校生の文化的伝統的遺産建造物、いわゆる、武家屋敷などの古い建物と解釈しますが、「学習の場」として活用できないかとのことあります。本町のそれぞれの歴史を知る上で建っておる資料館、或いは国指定の「天霧城跡」、県指定文化財の「盛土山古墳」、町指定文化財の「林求馬邸」さらには国の登録文化財である「富井家」など、また、JR 多度津駅前の道路わきのSLなど、本町のそれぞれの歴史を知ることができる、語る事が出来る遺跡或いは遺物、建造物などがありますので、これらを利用活用していただければと思います。

続きまして、3点目の「町内児童及び成人の肝機能や資質異常について」のうち、「町内小学4年生児童は具体的に何名いるのか。4校区地区別の人数は何人か。」或いは「各学校家庭における健康指導についてどのようにしているか。」についてのご質問についてお答えいたします。

本年度はまだ統計が出ておりませんので、昨年度平成25年度であります。



平成 25 年度、町内の小学生児童数は、203 名です。

各校区ごとの内訳は、多度津小学校が 45 名、豊原小学校が 86 名、四箇小学校が 52 名、白方小学校が 20 名となっております。

小児生活習慣病予防検診として、血液検査を行った結果、多度津小学校は 43 名の受検者のうち要観察が 10 名、要精検が 2 名、豊原小学校は 74 名の受検者のうち要観察が 12 名、要精検が 6 名、四箇小学校は 46 名の受検者のうち要観察が 15 名、要精検が 2 名であります。

白方小学校につきましては、19 名の受検者のうち要観察が 3 名、要精検が 7 名でありました。

判定の結果、要観察者、要精検者の保護者を対象に、学校において、栄養教諭・養護教諭が栄養指導、生活指導を行い、また希望者には個別指導を行ってきております。

また、全校児童につきましては、栄養教諭が「生活習慣病予防健診だより」を作成し、配布をしておるところでございます。

以上、尾崎議員のご質問につきましては、以上のように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

尾崎議員のご質問の 3 点目「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常について」のご質問にお答えいたします。

1 番目の「町内での定期診断では何人位の成人がいるのか」とのご質問でございますが、肥満や生活習慣病を主として検査する特定健康診査の平成 25 年度の受診者の内、最も異常値の多い検査項目は、小児と同じく脂質異常であり、受診者数 1,915 名中、保健指導の必要な者及び治療の必要な者は、1,274 名（66.5%）と非常に多い結果になっております。

中でも、女性の脂質異常者は約 70%を占めており、特に、55 歳から 59 歳の女性で上昇し 78.1%と高い結果が出ております。

次に多い項目は血糖検査異常であり、1,080 名（56.4%）を占めており、5 年前と比較して約 16%増加をしております。

次に多い項目は血圧の異常であり、高血圧の方は 969 名（50.6%）を占めており、5 年前と比較して約 11%減少しておりますが、治療による内服者が増加したため減少したものと思われまます。

また、腹囲やBMI測定により肥満と判定された方は、男性で 51.6%と多く、女性は 28.6%でしたが、いずれも 5 年前と比較して微増しております。

このように成人においても脂質異常症や糖尿病等の生活習慣病が増加していることが伺えます。

2 番目の「脂質異常症の予防対策にはどのようなものがあるか」とのご質問で

ございますが、脂質異常症の原因は体質によるものもありますが、多くは過食、高脂肪食、運動不足などの悪い生活習慣や肥満などが重なって発症してまいります。

中でも、食事に関係する要因が一番多いことから、脂質異常症を予防するためには、まず、食事に気を付け、エネルギーをとりすぎないでバランスよく食べることで、特に肉類より魚介類や大豆製品を多く食べる、食物繊維をしっかり食べる、中性脂肪を増加させるアルコールを控える等が大切となります。

次に大切なことは運動であり、運動することにより、肥満防止や血行を促進させ、血管の弾力をよくすることで動脈硬化を防ぐことができます。

また、日常生活では積極的に体を動かすことも大切かと思われまます。

また動脈硬化を促進させるタバコやストレスもコレステロールを上昇させる要因であることから、正しい生活習慣を送ることが予防として大切かと思われまます。

また、脂質異常や糖尿病などの生活習慣病を放置すると、動脈硬化を進行させ脳梗塞などの病気を発症いたしますので、肥満防止や生活習慣の改善とともに医療機関での定期受診や薬物治療が必要な場合も出てまいります。

3番目の「内臓脂肪型肥満と皮下脂肪型肥満の違い」でございますが、内臓脂肪型肥満は腹部の内臓の周りに脂肪がたまるタイプの肥満であり、上半身に多く脂肪がつくためリンゴ型肥満とも呼ばれており、男性に多くみられる肥満ですが、食事や生活習慣の見直しで比較的改善することができると言われております。

皮下脂肪型肥満とは、皮膚の下にある組織に脂肪がたまるタイプの肥満であり、下半身に多く脂肪がつくため洋ナシ型肥満とも呼ばれており、女性に多いタイプの肥満でございます。

この2つのタイプの肥満のうち、健康上で特に問題になるのが男性に多い内臓脂肪型肥満で、動脈硬化を促進させ、脳梗塞・心筋梗塞などの危険な病気を引き起こすといわれております。

4番目の「成人に対してどのような健康指導をおこなっているのか。また、家庭における健康指導はどのようにしているか」とのご質問でございますが、特定健康診査の結果、肥満があり脂質異常や血糖値また、血圧の高い方には医師や保健師、栄養士、また、健康運動指導士による特定保健指導を行い、食生活や運動の改善指導を実施しております。

また、脂質異常者で血糖値が高い方に対して個別案内を送付し、各地区公民館で保健師、栄養士による健康栄養相談と健康教室を行っております。

また必要な方には保健師による家庭訪問を行い、生活習慣改善の取り組みや継続について確認やサポートを行っております。

5番目の「血液検査、予防対策、健康指導に対する公的補助はあるのか」とのご質問でございますが、血液検査や肥満度測定を主として行う特定健康診査及び特定保健指導については基準額に基づき国・県より、どちらも1/3の補助がございますが、予防対策や健康指導についての補助はございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税における、歳入歳出の影響について」お答えいたします。

町財政の歳出に係る影響額につきましては、全ての予算を洗い出すことは困難であります。

概算となりますが、消費税に影響のない人件費や公債費等を除き、平成25年度でみてみますと、1億円から1億3千万円程度が歳出増となるのではないかと考えられます。

平成26年度以降も、様々な事業を行ってまいりますので、この影響額が負担になると見込まれますので、注意を払わなければならないと考えております。次に歳入に係る影響額でございますが、本町には「地方消費税交付金」として歳入がございます。

平成25年度の交付額は2億1,497万5千円でございます。

平成26年度当初予算は、前年度当初予算より、3千500万円増額の、2億4,500万円を計上しております。

次に、地方消費税交付金と地方交付税との関連性についてでございますが、地方交付税のうちの普通交付税の算出方法は、簡単に申し上げますと、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足分が普通交付税として措置されることとなっております。

地方消費税交付金は、この基準財政収入額に含まれており、これまでの算入割合は地方消費税交付金の75%でございます。

平成26年度の算出方法では、これまでの計算での地方消費税交付金は同じく75%算入で、税率引き上げによる増収分につきましては100%算入となる見込みでございます。

この点だけを捉えると普通交付税が減少する計算になりますが、普通交付税はご存知のとおり、様々な要因により補正係数を変更されてまいりますので、地方消費税交付金のみの影響額を算出することはできません。

しかし、昨年度の法人町民税の増収等の影響により、総額が減少することも想定されますので、今後も十分に注意を払わなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが答弁いたします。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税による町財政と住民サービスの影響について」の内、4番目の「課税対象となっている公営企業での水道料金、下水道使用料や産業廃棄物の処理料金など公共料金の値上げによる町民負担は、どのくらいなのか」について答弁をさせていただきます。

まず、上水道及び下水道料金の消費税増税分を、平成25年度使用料実績で試算いたしますと、上水道料金では、年間約1千940万円、下水道料金では、年間約790万円が増税分となります。

また、平成25年度の一般家庭1戸当たり月平均使用量18m<sup>3</sup>で試算いたしますと、上水道料金の消費税増税分は88円、下水道料金では63円となり、上水道、下水道とも使用しておられる御家庭では、合計で月額151円、年額になおしますと1,812円の増税となります。

なお、ご質問の内、産業廃棄物の処理につきましては、多度津町では処理を行っておりません。

また消費税につきましては、上下水道事業ともに、毎年、申告納税をしておりますので、消費税増税によって、上下水道事業としての収益が増加するものではない事を申し添え、尾崎議員ご質問の答弁させていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住民課長（矢野 修司）

失礼いたします。

尾崎議員ご質問の1点目「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」のうち、5番目「国保税への影響が出る可能性」について、答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、この4月の消費税増税と時を同じくして2年に一度の診療報酬の改定が行われました。

今回の診療報酬改定は、「医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等」を重点課題として、この中で消費税増税分についても考慮されたものとなっています。

その中身については、大きく診療報酬本体部分と薬価部分の2本柱で構成されており、まず診療報酬本体部分の改定率は0.73%増であり、また薬価部分の改定率は0.63%マイナスとなっております。その結果、診療報酬全体での改定率は0.1パーセント増（このうち1.36%が消費税引き上げによるコスト増への対応部分）ということとなっております。

今回消費税増税分も含めた診療報酬改定率が0.1%増えたということでございますが、現段階で申し上げること自体、誠に拙速とは存じますが、今後当面の間、国保税率改正の必要性は極めて少ないのではないかとというふうに予

測をしております。

とは言いますものの今後も、引き続きデータの収集に努め健全な国保財政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

税務課長（中川 隆弘）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」のうち6番目、消費税増税が町税収に与える影響についてお答えを申し上げます。

まず、消費税増税による個人住民税への影響についてですが、本町の個人住民税は、この6～7年間、約10億円前後を堅調に推移しているところであります。消費税導入後の勤労所得等に対する住民税の課税は来年度以降となりますが、住民税の税収につきましては、その時代の社会経済情勢や景気による所得状況、またその年々の税制改正、さらには収納率など様々な要因があり、今回の消費税増税による個人住民税への直接的な影響は少ないものと考えております。

次に、法人税2税のうち町税となる法人住民税についてですが、消費税増税の影響が企業の景気動向にも影響を及ぼすことも考えられますが、本町におきましては、むしろ、先の町議会臨時会において専決処分をお願いしました地方税法改正に伴う法人住民税の税率の引き下げや、現在、政府・与党において検討がなされている法人実行税率の段階的引下げが、税収全体に与える影響としては大きいものと危惧しております。

いずれにしましても、本町の一般税収総額は、ここ数年間、法人町民税の好調な伸びにより、約33億円～35億円と順調に推移しているところでありますが、今後は特に、消費税増税後の地域経済の景気動向や、国の税制改正等に細心の注意を払いながら情報収集等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の1点目の7番目でございます「消費税増税に伴う支援策について」答弁を申し上げます。

消費税率の引き上げに際して、政府は「消費税転嫁対策特別措置法」を制定し、消費税分を適正に転嫁できるよう、減額や買ったとき等の転嫁拒否行為に対する相談窓口の設置や報告徴収・立入検査の実施等、様々な措置が講じられているところでございます。

本町におきましては、消費税の引き上げに特化した支援策はございませんが、引き続き、本町の中小業者が力を発揮できるよう効果的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

まず、最初に答弁をいただきました「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常」ということでございます。

先程数字が挙がりましたが、これは小学校4年生だけでこのような数字になっておりますが、非常に率的に言えば高い数字となっております。

そういう意味で健康指導では食事療法とか運動療法とか、薬の治療が必要だというふうになっているのですが、要注意、要精検ということで、その子ども達に対する該当者ですね、要注意ということで少なからずそういうのが出てきているということでございますが、子どもというのは社会的に保護される存在でありますけれども、現実には学校生活とか家庭生活において、そういうふうな傾向が今のところ増えてきていると、アンケートでも朝食を食べない子には傾向があると。

それだったら今の子供たちがお菓子とかジャムとかジュースの嗜好品ですね、結局こういう血糖値を上げるようなショ糖を多く含むものを摂取しているのではないかと思います。

そういう意味で該当者に対して、子どもなんですけど、子どもも大人も一緒なんですけど、やっぱりアンケートをして記録を取る必要があると思うのですが、そこら辺はどのように考えられているのかということをお聞きしたいと思えます。

それと目安なんですけど、脂質異常というのは非常に分かりにくいというものもあるし、これについての範囲は具体的にどういうふうに表現していくか。

これは分かりやすい説明、案内、該当者にはそういうふうに配る必要があるのではないかと思います。

これが1点目です。

それから2点目に、「文化財的建築物の保存」ということで、今、発言させてもらいましたが、最近では仲ノ町の山田さん宅ですか、スミヨシの文房具屋の前、それから本通り2丁目の武田邸なんか壊されていっているということで、もちろん、町内不在の方、先程質問しましたが、いろんな事情があつてそういうふうになっているのですが、この辺の線引きっていうのですか、町として本当に必要なというのが、そういう指定文化財が町とか国とかあるのですが、それ以外の分については、先程言いましたけど町が準指定をして、いろいろ制約はあると思うのですが、なんとか残すというそういう事が、個人的なものでなかなか難しいと思えますが、そういう面でひとつどういふふうなお考えなのか

をお聞きしたいと思います。

それから「消費税増税による」分ですが、今の時点ではなかなか難しいと思いますが、町としては一般財源のうち依存財源として町消費税が交付金、こういうことが今言われましたが、これやはり行政でも大きな影響を受けてくると思うのですが、それについてお伺いしたいのは、今回の税率引き上げで今この分についての支援策ですね、政府は小規模企業基本法、これを策定してそれを基本法の策定によって対応するということが言われております。

ですからこの小規模企業基本法いうのを分かっておればお教えりたいと思います。

以上3点についてよろしく答弁お願いいたします。

教育課長（岡 敦憲）

まず、小学生の肝機能云々のもう少し指導したらどうだと、或いはアンケートを取ったらどうだというようなことでありますが、学校給食においては歳に合わせた量であるとかカロリー等々を考えております。

まず、家庭に持ち帰った時にゲームをしながらお菓子を食るとか、そういった部分の中で糖分、脂質等が増えておるのではないかと、というふうに考えております。

よって先程も答弁いたしました、児童生徒の方にもそういった栄養をバランス的に摂ればこういった生活習慣病にならないよというような指導も行いますし、或いは保護者の方に対しても子どもが小さいうちに生活習慣病等々になったら大人になればこうなりますよといった指導を継続して以後も行っていきたいと思っております。

また、文化財についてであります、現在指定文化財に関しましては、先程も述べたように予算の範囲内という部分がありますが、国の登録文化財でありますとか、こういったものも個人にお願いしておるところであります。

指定されていない物件に関しましては、それぞれの市、町で価値観が違います。しかしながら教育委員会では文化財保護行政という部分もありますので、財政に合わせながらということもありますけども、所有者のご理解を得ながら残せるものは残していくという事が現在ギリギリの線かなと思っております。

よろしくお願い致します。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員が申されました制度等について、この場でお答えする事は出来ませんが、いずれに致しましても中小企業の方、又は小売業者の方について、町が商工会議所と商工協同組合等と連携しながら、町として間に入って支援できる部分については支援をしていくし、それから国とか県の利用できる、そういった事業者が利用できる制度については、紹介しながら対応してまいりたいと思

いますので、ご理解頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する答弁は終わりましたが、尾崎議員、再々質問がありましたらお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

答弁順に行きますが、3点目の「町内児童及び成人の肝機能、脂質異常」ということなのですが、私どもを含めて気になっているのですが、なんとなく分かりにくい栄養バランスですね、毎日食材選びとかチェックするとか、調理の工夫とか当然しなければいけないし、それから運動療法いうのも言われて、具体的にどういうふうにするのかというのが、なかなか該当された方もそうですけども、予備軍と言われている人もいろいろそれ以上にあると思うのです。

この分について、ひとつのゾーンというのですかひとつは検査した結果を見ないとわからないのですが、安心ゾーンとか、要注意ゾーンとか、要警戒ゾーンとか、そういう仕分けして保健指導にあたっていただいた方が、私も病気をやっている関係でよく分かるのですが、そういう意味でぜひそれはお願いしたいと思います。

それから「文化財の保存」の事で、町内の老朽家屋ですが、今、町が町歩きということでそういう古い街並みを対象にずっと町内で商工会議所が中心になってやられておりますから、それが一軒一軒消えていくいう事になれば、今までやってこられた中がまたコース変更とか、せつかく今まで頑張って保存してきたというのが、だからそういう意味からみても個々に文化財的な意味という事でチェックをして、今もう景観といったらなかなか難しいと思いますから、せめて今残っているものだけでも残しておけば、古いそういうものを見て歴史を偲ぶということが必要なのですが、残念ながら多度津町はそういう点ではどんどん失っていつている例も、もう失ったものは2度と入らないし、それからその家屋に非常に貴重な残っている文化財的な備品とか美術品とか骨董品とかいろいろあると思うのですが、もちろん個人所有のものですから、家を壊す時全部処分してしまうという事で、そういう意味では、その家にしかないその時代にしかなかった遺物が、公開の目につかないうちに無くなってしまうということなので、ぜひこの分の点も今後の課題で取り組んで頂きたいと思います。

以上、要望でございますので、よろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎議員の質問は終わります。



それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。